

令和4年度高校生留学促進事業・はじめて留学 募集要項

1 事業内容

外国語等の学習に熱心に取り組み、海外への留学を希望するが、家庭の経済的理由により参加が困難な生徒に留学の機会を提供するため、補助金を交付する。

2 対象生徒

以下の(1)の全ての申請要件を満たし、(2)の交付対象プログラムへの参加を希望する者

(1) 申請要件

ア 兵庫県内に所在地を有する国公私立の高等学校、中等教育学校後期課程等に在籍している者

イ 主として生計を維持する者の収入が兵庫県高等学校教育振興会の奨学資金の貸与基準以下であること

＜奨学資金貸与基準に該当する収入目安＞

4人世帯（父母・本人、中学生）で年収680万円程度以下

ウ 留学に明確な目的意識を持ち、派遣終了後は、当該経験を生かし、他者に留学の魅力を伝えられる者で、学校長から推薦された者

ただし、各校からの推薦人数は2名以内とする。

エ 以前に海外留学の経験がない者（短期留学を含む）

(2) 交付対象プログラム

ア 主催等

兵庫県教育委員会、学校、地方公共団体、または高校生の留学・交流を扱う民間団体（学校の教育活動の一環として参加の場合に限る。）

イ 期間

原則7日以上1ヶ月未満で、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの期間に実施されるもの（遅くとも令和5年3月31日にまでに出発し、令和5年4月6日までに帰国するもの）

3 募集人数

75名程度

4 交付金額

補助対象者が支弁した補助対象経費の2/3（上限を20万円とし、1,000円未満は切り捨てる）。ただし、本補助金以外の留学に係る他の奨学金等を受給する場合は、補助対象経費全体より他の奨学金等の額を減じた費用の2/3（上限を20万円とし、1,000円未満は切り捨てる）。

例①補助対象経費24万円

・本事業の補助金のみ受給の場合： $24 \times 2/3 = 16$	16万円交付
・他の奨学金等6万円も受給の場合： $(24 - 6) \times 2/3 = 12$	12万円交付

例②補助対象経費35万円

・本事業の補助金のみ受給の場合： $35 \times 2/3 = 23.3$	20万円交付
・他の奨学金等6万円も受給の場合： $(35 - 6) \times 2/3 = 19.3$	19.3万円交付

5 交付の対象となる留学費用の範囲

(1) プログラム関係費用

ア 国際航空運賃（1往復分）

イ 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）

- ウ 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）
- エ 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- オ 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
- カ プログラムに必要な研修費、施設利用費等
- キ 海外傷害保険料
- ク 宿泊費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- ケ プログラムに参加して留学する場合、当該プログラム参加費に上記費用が含まれている場合は、その参加費についても留学費用に含むものとする。
 - ※ プログラムの参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、派遣が決定する前に生じる費用は対象外とする。
 - ※ 派遣先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用については対象外とする。

(2) その他

- ア 補助金交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）は、上記費用のうち令和3年4月1日から令和5年2月28日までに支払いが完了しているものとする。
- イ 補助金交付決定後に、海外情勢等によりやむを得ない理由でプログラムの変更や中止を余儀なくされる場合については次のとおりとする。
 - (ア) プログラムの変更や中止による手数料等の経費は補助金の対象とする。
 - (イ) 補助金対象経費が変動した場合は、次のとおりとする。
 - a 補助金対象経費が決定額を上回る場合、決定額は変更しない。
 - b 補助金対象経費が決定額を下回る場合、決定額を減額する。

6 選 考 書類審査

7 応募期間

- 第1回（令和4年8月31日までに実施されるプログラム）：
令和4年3月4日（金）～令和4年5月31日（火）
- 第2回（令和4年9月1日以降に実施されるプログラム）：
令和4年6月1日（水）～令和4年10月上旬予定
- ※第2回については、別途通知予定。

8 応募方法

応募者は下記書類を所属校に提出し、学校の校長（兵庫県内の市立学校に在籍する者にあつては、在籍する学校の校長から所管の市教育委員会。私立学校に在籍する者にあつては、在籍する学校の校長から企画県民部管理局教育課。以下、「校長等」という。）を経て、兵庫県教育委員会事務局高校教育課長宛て、郵送により申請する。

- (1) 別添申請書類（別紙1～5）
- (2) プログラムの内容が分かるもの
- (3) 「課税（所得）証明書」原本
（申請日に役所で発行できる最新のもので、同一生計の家族の中で所得金額の最も多い方1名分）
- (4) 他の奨学金等の受け取り額が分かるもの（該当者のみ）

9 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限等により、派遣が確定していない状

況においても、応募可能です。

- (2) 補助金交付が決定した場合は、補助金対象経費の額の支出を証明する書類（請求書、領収書の写し等）と海外留学に参加したことを証明する書類（航空機の搭乗券の写し等）を提出していただく予定ですので、書類は大切に保管して下さい。
- (3) 補助金交付が決定した後に、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがあるのでご注意ください。
 - ① 本募集要項の規定に違反したとき。
 - ② 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ③ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - ④ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - ⑤ 別に定める応募資格を喪失したとき。
 - ⑥ その他、教育長が取り消しすべき事由があると認めるとき。「天災・災害その他やむを得ない理由以外の理由により海外留学へ出発しなかったとき。」を含む。
 - ⑦ 提出すべき書類や提出期限に関して県の指示に従わなかったとき。